

令和7年度

第2回綾瀬市育児休業代替任期付職員及び一般任期付職員採用選考（行政・行政福祉・保健師・保育士・土木）受験案内

受付期間	令和7年12月1日（月）午前8時30分から 令和7年12月15日（月）午後5時まで
選考日	令和8年1月25日（日）
募集職種	任期付行政・任期付行政福祉・任期付保健師 任期付保育士・任期付土木
採用時期	令和8年4月以降

【育児休業代替任期付職員とは】

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度とした任期（最高3年とする）を定めて、育児休業を取得する職員の代替として採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

【一般任期付職員とは】

「綾瀬市一般職の任期付職員の採用に関する条例」に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する、任期に定めのある一般任期付職員として採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

1 選考区分、職務の内容及び受験資格

選考区分	職務の内容	受験資格	
任期付行政	一般行政事務に従事します	ワード・エクセル操作のできる方	昭和38年4月2日以降に生まれた方
任期付行政福祉	福祉関係の相談及び行政事務に従事します	社会福祉士の資格を有する方	年齢要件はありません
任期付保健師	保健師業務に従事します	保健師の資格を有する方	年齢要件はありません
任期付保育士	保育士業務に従事します	保育士の資格を有する方	年齢要件はありません
任期付土木	土木業務に従事します	学校教育法に規定する大学の土木に関する学部か学科を、卒業又は令和8年3月末までに卒業見込みの人若しくは同程度の知識を有する人	年齢要件はありません

- 育児休業代替任期付職員の任期については、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。また、職員の育児休業期間に変更があった場合は、任期についても変更する場合があります。
- 一般任期付職員の任期については、業務量の増加が見込まれる業務等の状況に応じて採用時に決定されます。業務の状況により任期を延長する場合があります。

(3) 次の方は、受験できません。

- ・地方公務員法第16条の規定に該当する方
- ・日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の方

2 選考の方法

選考区分	種 目	内 容
全区分共通	書類審査及び個別面接	書類審査及び人柄等についての面接選考
任期付 行政	パソコン技能検査	ワード・エクセル操作についての基本的な技能検査 ※選考日現在で、綾瀬市で任期付職員として勤務している場合には免除されます。
任期付 行政福祉	パソコン技能検査	ワード・エクセル操作についての基本的な技能検査 ※選考日現在で、綾瀬市で任期付職員として勤務している場合には免除されます。
任期付 保健師	実技試験	相談業務のロールプレイ（面接と同時実施） ※選考日現在で、綾瀬市で任期付職員として勤務している場合には免除されます。
任期付 保育士	実技試験	読み聞かせ、手遊びの実技試験（面接と同時実施） ※選考日現在で、綾瀬市で任期付職員として勤務している場合には免除されます。
任期付 土木	パソコン技能検査	ワード・エクセル操作についての基本的な技能検査

3 選考の日時及び場所

区分	日 時		受付場所
全区分 共通	令和8年1月25日（日）	受付時間は、申込受付後、令和8年1月15日までに郵送にて通知します。	綾瀬市役所窓口棟 309会議室

4 受験手続

下記より電子申請フォームへアクセスし、申込みを行ってください。



<https://logoform.jp/form/joWK/1303791>

※パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれからもアクセス可能です。

※申請時に入力いただく項目には、受験の動機等の文字数の多い箇所があります。各自、文字入力が行いやすい端末をご利用ください。

※申し込みには顔写真データの添付が必要です（縦4×横3程度の比率のもの）。あらかじめ準備いただくか、写真撮影のできる端末をご利用ください。

※受験番号及び受付時間は、郵送で送付します。選考当日は、受験番号・選考時間が記載された通知を持参してください。

※申込を受理した後、市で内容の確認を行い、不備がある場合や入力内容の確認が必要な場合は、市から電話またはメールで連絡を入れますので対応をお願いいたします。

5 合格者の発表

令和8年2月上旬以降（予定）に合否に関わらず郵送で通知します。

※合格者は、育児休業代替任期付職員採用候補者名簿及び一般任期付職員採用候補者名簿に記載され、順次採用されます。各名簿の有効期限は1年です。

6 採用の時期

令和8年4月以降

※採用決定通知は郵送いたします。

7 勤務場所

市役所及び市内出先機関等

8 給与

給与は、条例等により支給され、現行（令和7年4月現在）の初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。

選考区分	選考のレベル	月額
任期付行政	高校卒	225, 120円
任期付行政福祉・保健師・土木	大卒	257, 600円
任期付保育士	短大卒	239, 232円

※上記のほか、通勤手当、住居手当等が支給条件に応じて支給されます。また、学歴に基づき一定の基準により加算または減算され、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。なお、採用される前までに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。なお、一般任期付職員に昇給はありません。

9 勤務時間及び休暇等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時（休憩時間 午後0時15分～午後1時）までです。

※配属される職場により、土日勤務、シフト勤務等があります。

（2）休暇等

年次有給休暇（採用時期により付与日数が異なります）、特別休暇（夏季休暇・忌引等）等の休暇制度があります。

10 その他

（1）選考会場には、駐車場の用意はありません。

（2）採用選考に合格し、採用が決定した場合は、次の書類が必要となります。

ア 卒業（見込）証明書及び成績証明書

イ 資格証・免許証の写し（任期付行政福祉・任期付保健師・任期付保育士で採用の方）

※なお、過去に育児休業代替任期付職員及び一般任期付職員に採用された方で上記の書類を既に提出したことのある方は、上記の書類の提出の必要はありません。

(3) この採用選考の結果については、口頭で開示請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人（代理人不可）が直接おいでください。なお、その際には本人確認が必要となりますので、受験番号が記載された用紙及び免許証など本人が確認できる書類をお持ちください。

開示請求のできる方（本人に限る。）	開示内容	開示期間及び開示場所
選考不合格者	総合順位	期間：合格発表日から1か月間です。 場所：職員課

※選考を途中で棄権された方（全科目受験されていない方）には、選考結果を開示することはできません。